

# 新型コロナウイルス対応マニュアル

日光市立小林中学校  
R5.5.19 現在

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで感染症法上の5類に移行されました。


同時に、文科省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改正されましたので、本マニュアルの見直しを行いました。

引き続き教職員・生徒・保護者のみなさまで、生徒の健康の安全を守っていきたいと考えておりますので御協力をお願いします。

## (1) 感染症対策

### ▼ 基本的な感染症対策

#### ① 感染成立の3要因への対策

感染経路	感染源（病原体）	感染を受ける人（宿主）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時換気</li><li>・ 手洗い</li><li>・ 咳エチケットの指導</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康状態の把握</li><li>・ 体調不良時は休養</li><li>・ 清掃による清潔空間の保持</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 抵抗力を高める</li><li>・ 十分な睡眠</li><li>・ 適度な運動</li><li>・ バランスのとれた食事</li></ul> 

#### ② 感染制御の基本：病原体を「もちこまない」「もちださない」「拡げない」

### ▼ 集団感染予防対策

感染が流行している場合は、活動場面に応じた対策を実施します。

- 生徒どうしが触れ合わない程度の身体的距離の確保
- 「近距離」「対面」「大声」での発生・会話を控える。
- 儀式的行事における参加者への咳エチケットの推奨及びアルコール消毒薬の設置など

### ▼ 登校前の健康状態確認

登校前に自分の体温や体調をチェックし、以下の症状があれば自宅で休養する。

- ・ 37.5℃以上の発熱
- ・ 咳や咽頭痛などがある場合

## (2) 登校・出席の扱いについて

※濃厚接触者の特定及び行動制限がなくなりました。

状 況	基本的な対応	出席の扱い
生徒が感染した場合 (症状の有無に関係なく)	登校不可	出席停止 発症した翌日から5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで出席停止。
同居家族等が感染した場合	登校可	濃厚接触者の特定及び行動制限がなくなりました。 ※家族の状況等で登校させることへの心配がある場合は、学校に御相談ください。
生徒の発熱・かぜ症状で欠席の場合	自宅休養	欠席扱い
生徒が新型コロナワクチン接種を受ける場合		欠席扱い
生徒が新型コロナワクチン接種後の副反応が出た場合		欠席扱い

※ 治癒後の医師による意見書は不要です。

※ 保護者が、別添「登校届」を記載し学校に提出してください。

### 【出席停止の期間】

- ① 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで出席停止となります。
- ② 出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断しますので、受診時に確認をお願いします。
- ③ 無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止となります。
- ④ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

例	発症日	発 症 後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に症状 軽快	発症	症状 軽快	症状 軽快後 1日目				登校可 能		
	出席停止								
発症後 4日目に症状 軽快	発症	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	登校可 能		
	出席停止								
発症後 5日目に症状 軽快	発症	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	登校可 能	
	出席停止								

※ 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。